物件番号	J-1

所在地	東住吉区矢田5丁目9－1外7筆		
住居表示	東住吉区矢田5丁目7番街区		
仕様許可面積	814.17㎡		
指定用途	平面利用（コインパーキング）に限定		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更地（アスファルト舗装、フェンス等あり）
接面道路の状況	市道現況幅員西側約7～8m・北側約5m・東側約12m		
用途地域	第2種中高層住居専用地域		
交通機関			
鉄道	近鉄南大阪線　矢田駅の南西方　約800m　徒歩約10分		

現　況

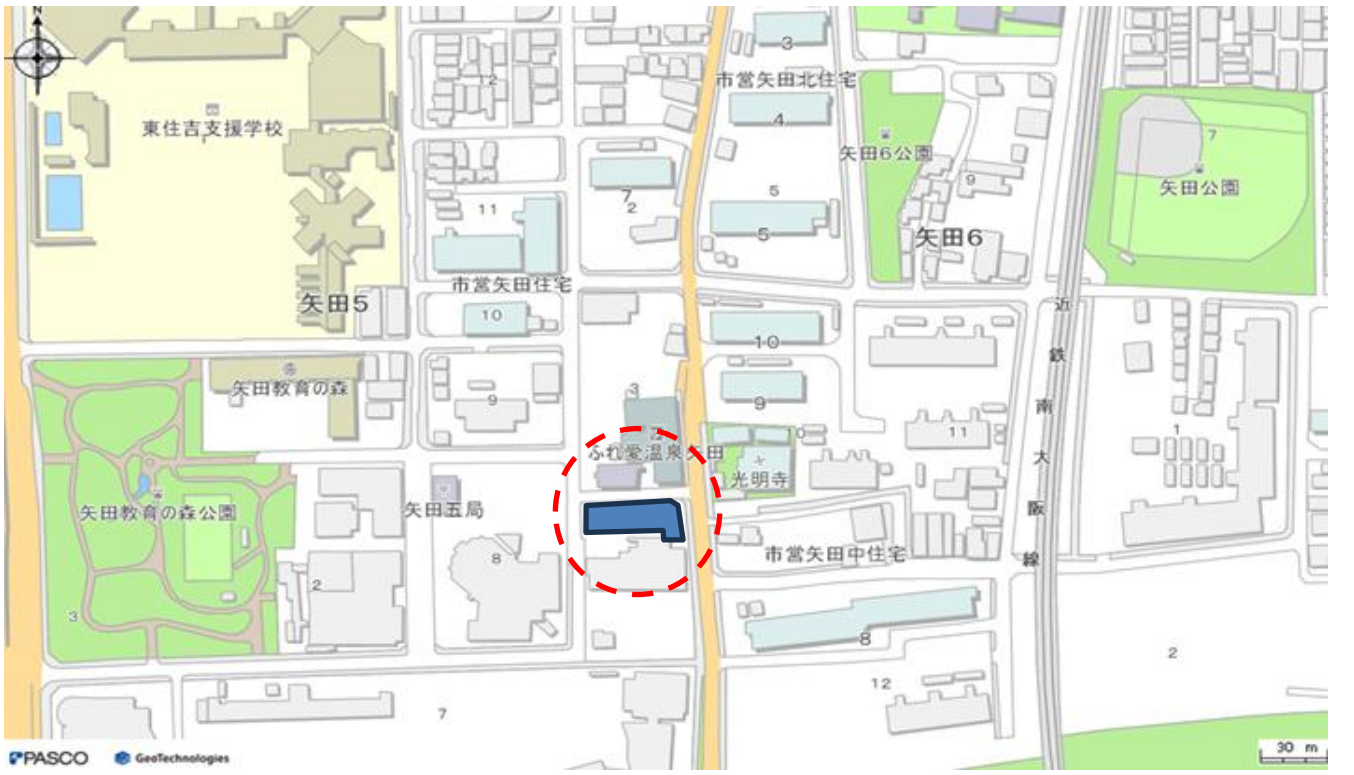
1. 現在、本物件には本市が使用許可している使用事業者がいますが、令和9年3月31日までに退去します。
2. ネットフェンスや出入口スロープ、アスファルト舗装等が設置されています。
3. 本物件内南西側は段差があります。

特記事項

1. 本物件は、平面利用（コインパーキング）に限定します。工作物等の設置については、撤去が容易な構造であることが明らかな場合に限ります。なお、設置する場合は、事前に書面にて本市の承認を得ることとします。また、カーシェアリングについては、設置不可とします。
2. 本物件は、現状有姿で使用許可を行いますので、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去が必要な場合、その費用負担及び工事に必要な申請等については、全て使用事業者が行ってください。越境物等についても同様とします。なお、公募時と使用許可開始時の現況が異なる場合は、使用許可開始時の現況を優先します。
3. 本物件の土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて使用事業者の負担で対応してください。また、本市は、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本使用許可の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負いません。
4. 本物件の使用許可期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。
 使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申請を行い、許可を得た場合、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。更新については、当初の使用許可開始期間から通算3年（最長で令和12年3月31日まで）を超えることができないものとします。
 ※本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は更新を認めません。
 使用許可期間中で、使用事業者の自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、当局が実施する次回の募集に応募することはできません。
5. 本物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可開始時の原状に回復してください。本物件と道路又は隣接敷地との境界に残存しているネットフェンス等を撤去する場合には、本市の指示により撤去を行うとともに、土地の返還時において、本市の指示によりフェンス等を設置していただきます。
6. 本物件の使用にあたって、周辺住民等とのトラブルとならないよう、また、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全確保などに配慮してください。
7. 定期的に本物件及び周囲の清掃や除草作業を行うなど、周辺環境に配慮しながら本物件の適切な管理・運営を行うとともに、周辺住民の理解を得るように配慮してください（前面道路・歩道部分を含む。）。
8. 電気、水道設備は使用できるものがありませんので、必要な場合は使用事業者で契約、設置してください。費用は使用事業者負担となります。
9. 今回の募集から南西部分エリア（約44.87㎡）を追加していますが、コインパーキングエリアとして使用しない場合は、周辺住民に迷惑を及ぼさないよう、除草や不法投棄の事後処理等を適切に行ってください。また今回追加エリアについては、駐車場部分と同内容の舗装を本市にて行いますが、白線引きについては事業者で行っていただきます。
10. 今回追加の南西部分と駐車場出入口前面道路の掘削工事計画（令和10年度以降、2週間程度予定）があります。駐車場出入口の一部封鎖（夜間工事予定）が必要になる可能性がありますが、これによる使用料の変更はありません。工事にかかる影響については、経済戦略局産業振興課施設管理担当（06-6615-3772）に確認してください。

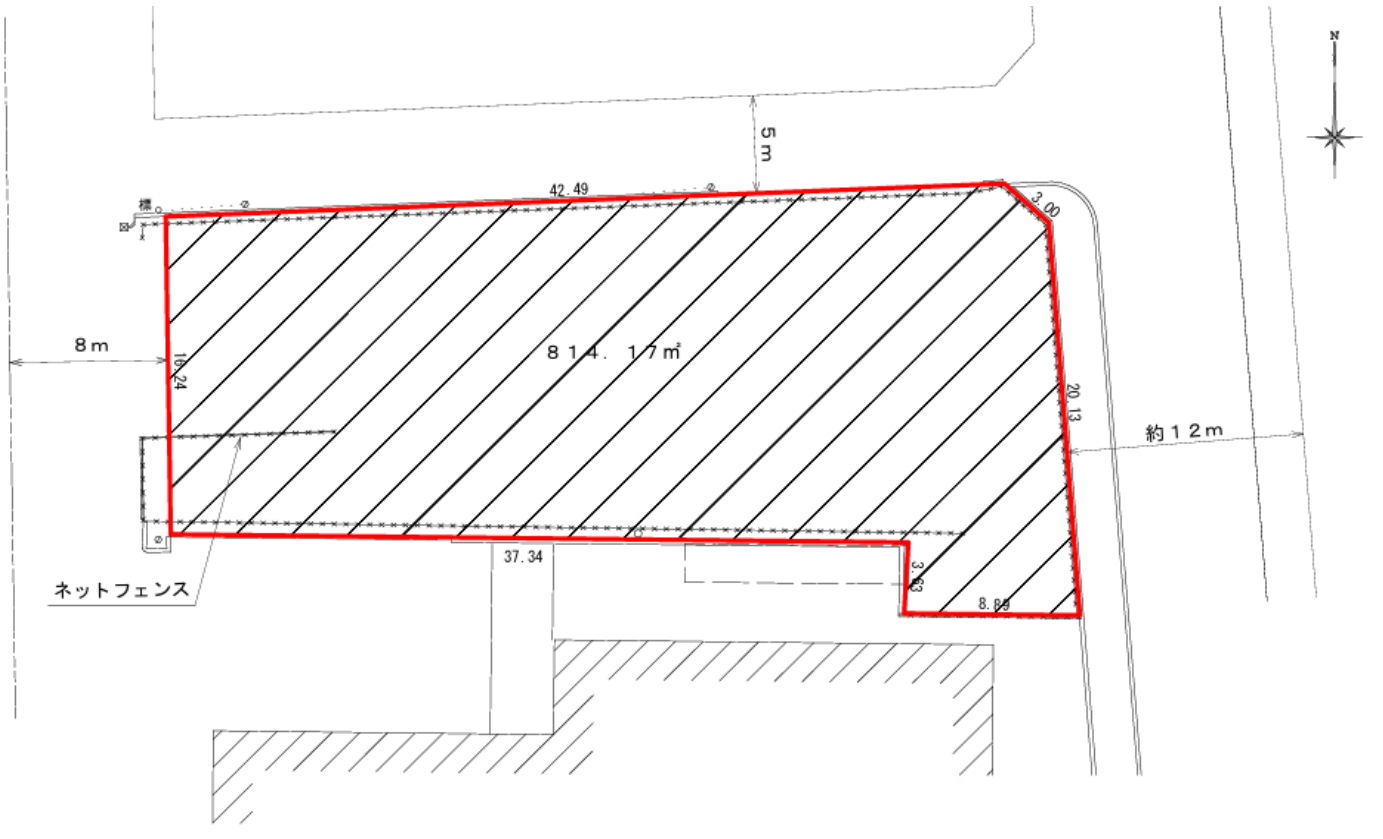
お問合せ	大阪市都市整備局市街地整備部住環境整備課住宅地区改良グループ TEL 06-6208-9231

周辺図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります

明細図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります